

高知県教育委員会 会議録

令和2年3月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和2年3月24日(火) 13:30

閉会 令和2年3月24日(火) 15:38

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

| | | |
|-----|------|-------|
| 出席者 | 教育長 | 伊藤 博明 |
| | 教育委員 | 平田 健一 |
| | 教育委員 | 中橋 紅美 |
| | 教育委員 | 木村 祐二 |
| | 教育委員 | 永野 隆史 |
| 欠席者 | 教育委員 | 森下 安子 |

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

| | | |
|-------------|----------------|---------------|
| 高知県教育委員会事務局 | 教育次長(総括) | 岡村 昭一 |
| 〃 | 教育次長 | 高岸 憲二 |
| 〃 | 教育次長 | 長岡 幹泰 |
| 〃 | 参事兼教育センター所長 | 濱田 久美子 |
| 〃 | 教育政策課長 | 菅谷 匠 |
| 〃 | 教職員・福利課長 | 国則 勝英 |
| 〃 | 教職員・福利課企画監 | 山脇 聡美 |
| 〃 | 学校安全対策課長 | 中平 文男 |
| 〃 | 学校安全対策課企画監 | 吉門 直子 |
| 〃 | 幼保支援課長 | 戸田 京子 |
| 〃 | 小中学校課長 | 黒瀬 渡 |
| 〃 | 高等学校課長 | 竹崎 実 |
| 〃 | 高等学校課企画監 | 長岡 辰治 |
| 〃 | 高等学校振興課長 | 高野 和幸 |
| 〃 | 特別支援教育課長 | 平石 勝久 |
| 〃 | 生涯学習課長 | 三觜 美香 |
| 〃 | 文化財課長 | 中平 貢正 |
| 〃 | 保健体育課長 | 前田 義朗 |
| 〃 | 人権教育課長 | 西内 清 |
| 〃 | 教育政策課課長補佐 | 泉 千恵 |
| 〃 | 教育政策課主幹 | 笹岡 大裕 |
| 〃 | 教育政策課教育企画担当チーフ | 三谷 玲子 (会議録作成) |
| 〃 | 教育政策課主任指導主事 | 小島 丈晴 (会議録作成) |

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 3月定例委員会を開催する。
 教育次長（総括） （提案説明）
 教育長 付議第13号から第15号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
 各委員 全員挙手
 教育長 それでは、付議第13号から第15号を非公開の取り扱いとする。

【報告第1号 高知県ICT活用ハンドブックについて

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|------|---|
| 教育長 | 実際にハンドブックを使った研修を来年度からやっていくのか。 |
| 事務局 | そうである。情報担当者の悉皆研修では、このハンドブックも活用しながら進めていこうと考えている。 |
| 平田委員 | プログラミング教育が始まるのは小学3年生からか。 |
| 事務局 | 小学校では全学年でとなっている。対象学年は定めず、それぞれの教科の中で行っていく。当然水準の差はあるので、低学年では低学年に応じた考え方を身に付けていくことになる。 |
| 平田委員 | プログラミング教育は3年生ということではないのか。 |
| 事務局 | 例えば9ページにあるように、プログラミング的思考の順序として、「はじまり」「服を着替える」「ご飯を食べる」「歯を磨く」というような順番立てを理解してもらおう。これが入り口になると思うが、プログラミングの思考を身に付けることについては、学年の指定はなく、どの学年からもやってもらえるようになっている。 |
| 平田委員 | それで、低学年、中学年、高学年と分けているということなのか。 |
| 事務局 | そうである。 |
| 平田委員 | 大変レベルが高い感じがする。高校教育でもプログラミング的なものが入ってきた時に、9ページにある順序（シーケンス）や反復（ループ）のように、繰り返しが基本だった。記号などもJISか何かで形が決まって |

| | |
|------|---|
| 木村委員 | <p>いると思うが、小学生からレベルが高いと思う。中学、高校では、情報教育は高いレベルに到達するのではという感じを受けた。社会に求められているので、指導できる先生も養成していただき、高知県はこういう教育でレベルの高い取組をしていると評価をしてもらえるようにしてもらいたい。</p> <p>極めて論理的な子どもたちが育っていくという感じがする。それは非常に大事な事だと思うが、真逆にあるかもしれない情緒的とか感情的な人としての成長をどこかで補っていかないと、新人類ばかりが生まれてしまって、日本の形が変わるのではないかと心配がある。どこかで、情緒や優しさなど、論理的ではないけれど、大事にしていかなくていけない要素を教育の場の中に残しておかないといけないと思う。もしかしたら 100 年先の日本が全く違う国になっているのではないかと余計な心配をしてしまう。</p> |
| 事務局 | <p>参考資料にあるように、基本理念の実現に向けては、プログラミング教育の分野では、委員の言われるように、論理的な思考力をしっかりと身に付けさせつつ、また教育大綱、教育振興基本計画に基づく取組としては、AI や ICT が進んでいくからこそ、人としてどう生きるのか、何ができるのかといった教育が大変重要だと思っている。そういう点では、地域協働学習やふるさとを知る時間、道徳性を身に付ける取組などについては、特に重点的にやっていく必要があると考えている。</p> |

【付議第 1 号 第 3 期高知県教育振興基本計画の策定に関する議案 (教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| 教育長 | リーフレットのような簡易版は作るのか。 |
| 事務局 | 教育大綱のリーフレットとして作成する予定である。 |
| 教育長 各委員 教育長 | <p>付議第 1 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>付議第 1 号を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第 2 号 令和 3 年度高知県立高等学校入学者選抜の日程に関する議案 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| 教育長 | 今年度との変更点は、A日程の合格発表が1日遅くなるということだけか。 |
| 事務局 | そうである。 |
| 教育長 | 今の入試のあり方は5年目になるか。 |
| 事務局 | 平成27年からなので、6回目が終わったところである。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。 |

【付議第3号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| 中橋委員 | インターハイが終わったら、インターハイに関する部分は削除するのか。 |
| 事務局 | 業務の終わった段階で、必要な組織の改正を行っていくことになる。 |
| 中橋委員 | 限定的な準備をするにあたって設置するものについても、その都度改正していかないといけないのか。 |
| 事務局 | 今回については、特に保健体育課に事務として総合体育大会に関すること、そして組織としても室を設けることとし、また人間的な配置についても、室長などを設けることになるので、そういった場合には改正しているが、プロジェクトのような、現在の所掌の中で読めるような場合は必ずしもそうではない。今回は組織として新たに設けるということで、こうした改正を行わせていただきたいということである。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。 |

【付議第4号 指導を要する教職員の取り扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| | 【質疑等なし】 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。 |

【付議第5号 高知県教育委員会公文書管理規程議案 (教育政策課)】

【付議第6号 高知県立学校公文書管理規程議案 (高等学校課)】

【付議第7号 高知県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令議案 (教育政策課)】

【付議第8号 高知県教育委員会電子署名規程を廃止する訓令議案 (教育政策課)】

【付議第9号 教育職員免許状に関する規則及び高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則議案 (教職員・福利課)】

○教育政策課長、高等学校課長、教職員・福利課長 説明

○質疑

| | |
|------|---|
| 中橋委員 | 「永年」と「常用」はどう違うのか。 |
| 事務局 | これまで、永年保存ということで、ずっと保存することということがあったが、平成10年代の中盤くらいだったと思うが、永年保存というカテゴリがなくなり、新たに作られる文書は30年保存が上限で公文書の管理がされている。 今回新たに作られる「常用」は、例えば業務で常に使用する名簿のように常に加除修正を行うもので、保存期間の起算点の算定が難しい文書がかなりある。そういったものを、今回「常用」というカテゴリを設けて、新しく制定するものである。過去に残っていた永年文書の中で、常に加除修正のある台帳に関しては、「永年」の文書をすべて「常用」に改正することで議案を作成してもらっている。 |
| 永野委員 | 事務局にある文書も公文書館に保存するのか。 |
| 教育長 | (公文書館に) 移ったものの中で、歴史的公文書になるものは、順次保存することになる。廃棄に当たっては、3回ほど検討されることになり、簡単には捨てることにはならない。 |
| 永野委員 | 教育委員会や県庁の大事な文書がそこにいくということか。 |
| 教育長 | 全体がまずそこに行くのではなかったか。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>公文書を作成した時点で、今回制定する規則等に基づいて、廃棄する文書と公文書館に移管するような重要な歴史的公文書を先に設定しておく。最終的に保存期間を過ぎると、今回の規則制定で諮問した第三者委員会にリストが送られる。廃棄と設定していた文書でも、そこで歴史的に重要な文書であるということになれば、歴史的に重要な文書であるという答申が返ってくる。そうなれば、公文書館に移管するという手続きになる。</p> |
| 永野委員 | <p>そこでフィルターがかかるということか。自分たちの恣意的なものではないということか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 木村委員 | <p>移管するものは紙で保存するのか。</p> |
| 事務局 | <p>現物が紙ベースで起こされている文書であれば、基本的には原則紙ベースのものがそのまま保管される。</p> |
| 平田委員 | <p>学校における「常用」文書は、公文書館に移管せずに学校で管理するというのでよいか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。「常用」であれば、公文書館には移管しない。</p> |
| 平田委員 | <p>例えば単位の修得原簿などは「常用」になり、事務局では管理できないから、第三者委員会にかけて、ある時期に公文書館に移管するということか。</p> |
| 事務局 | <p>我々の事務として常に参照するようなものは、制度がある限り基本的に「常用」の扱いになる。例えばそれが制度上なくなると、「常用」というカテゴリがなくなるので、ある一定期間保存した後に、保存期間終了の文書を公文書館に移管するか廃棄するという手続きになる。</p> <p>公印の管理規程でも説明したが、「常用」というファイルの全体の原簿の中でも、一部の公印の印影の1ページについては、1年の保存期間が終わった後には、公文書館に引き継ぐという規程になっている。原簿自体はそのまま「常用」で使えるが、加除修正されていく中の外されるものについては、公文書館に引き継がれるというように、ページ単位で引き継がれるものがある。</p> |
| 中橋委員 | <p>学校には生徒の学籍簿があると思うが、これはどうなるのか。</p> |
| 事務局 | <p>学籍簿も文書分類表があるので、それに基づいて学校で保管していくこ</p> |

| | |
|------|--|
| | とになる。 |
| 中橋委員 | 用例としてはどんなものか。 |
| 事務局 | 歴史的公文書になるかどうかは、別途協議したうえで必要であれば移管していくことになると思う。今言われているのは、学校要覧があるが、これは5年間学校で保存して、その後は公文書館で保管していくことになるが、その他の個々のものについては、別途協議していくことになると思う。 |
| 中橋委員 | 卒業した生徒の成績は、ずっとその学校に残されているということではないのか。 |
| 事務局 | そういうことではない。成績は20年保管となっている。 |
| 中橋委員 | ずっとではなく20年ということか。付議第6号の資料では、指導要録にあたるのか。 |
| 事務局 | そうである。指導要録が成績等が記載されているものになる。 |
| 教育長 | 20年たてば単位取得証明はできなくなるということか。例えば、工業高校の応用化学の単位を所得して卒業すれば、毒物及び劇物の取扱責任者になれるので、その単位取得証明といっても、卒業後20年経つと取れなくなるということか。 |
| 事務局 | 廃棄してしまうと証明するものがなくなってしまう。 |
| 平田委員 | 規則はそうだが、学校はなかなか捨てられないのではないか。持っていれば（証明も）出さなければならないと説明を受けたことがある。学校は簡単に破棄できない。 |
| 木村委員 | そういう話を聞くと、不公平が起こる可能性があるように感じた。学校によって、残っていれば（単位）取得が証明されるが、20年経って残されていない学校を卒業していればそれは証明されないというのは、不公平だと思う。 |
| 事務局 | 規程に合わせて徹底していくことが必要かと思う。 これは、県の規則だけでなく、学校教育法施行規則の中で、学校要覧のようなものについては基本的に5年間、学習の履歴等に関する指導要録については20年間という定めになっている。 |

| | |
|-------------------|---|
| 教育長 各委員 教育長 | まず、付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 次に、付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 次に、付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第7号を原案のとおり議決する。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 次に、付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第8号を原案のとおり議決する。 |
| 教育長 各委員 教育長 | 次に、付議第9号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第9号を原案のとおり議決する。 |

【付議第10号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

| | |
|-------------------|--|
| | 【質疑等なし】 |
| 教育長 各委員 教育長 | 付議第10号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第10号を原案のとおり議決する。 |

【付議第11号 高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

| | |
|------|--|
| 木村委員 | 時間外勤務の1ヶ月45時間は部活動の顧問はクリアできているのか。 |
| 事務局 | 現状は非常に厳しい状況である。 |
| 平田委員 | 超勤4項目に該当する時間や人数は分かるか。修学旅行などは特殊業務手当でやっている学校も多いと思うが、ゼロだろうか。超勤4項目に該当すると給与に反映するので、どこかが(数など)把握しているのではないか。 |
| 教育長 | 県立学校の時間外は分からないのか。超勤の予算としてはあるのだろうか。 |
| 平田委員 | 特殊業務手当も超勤4項目に該当する時間外手当も、学校からの申請で県教育委員会が判断して、給与に反映させていると思う。私が学校を預かっている時は、特殊業務手当は申請していた。ほとんどが部活動だった。高知県の超勤4項目の実態はどんな感じだろうかと思った。 |
| 教育長 | 現実的にはないのか。 |
| 事務局 | ほぼないかと思うが、よく調べられていないので確認する。 |
| 永野委員 | この問題については、もっと丁寧に話しておかなければならないのではと悩みつつ、こうすれば良いという案もないので、大変申し訳ないが、先ほど部活動のことが取上げられたが、非常に悩ましい。事務局もはっきりとした回答が難しいというところだと思う。働き方についてどのように現場と意思統一やすり合わせをして、良い方向に持っていかというような次の手立ては何か考えているか。例えば、校長先生と一緒にモデル的に働き方を開発してみるとか、あるいは部活の在り様をもう少し点検してみるとか、何かこの格上げされた指針をもって、現場にお願いするというのも、(現場にとっては)大きな問題である。あとは現場でお願いしますと言われても、どうなのかと思う。自分が管理者だったらどうするかと悩んでしまう。これは問いかけなので、明確な答えはいらぬが、どのようにイメージをしているのだろうか。 |
| 事務局 | やはり運動部活動が多いと思う。一つは教員の意識改革を図るために、県外等で効率的で効果的な練習方法を実践している、例えばサッカーや野球で全国的に強い高校の先生に来ていただいている。その先生方は短い(練習)時間で、選手を強くしており、ボトムアップ理論を用いて、子供たちを主役にして、最初は先生が主導するが、そのうち手放していくようにして意識改革を図っている。特にサッカーや野球は練習時間も長いので、そのような先生に来ていただき、具体的な練習方法など、教員の意識改革 |

| | |
|-------------|--|
| <p>永野委員</p> | <p>を図っていくことに取り組んでいる。</p> <p>また、マネジメント力をつけるために、県立学校は4月からの部活動については、年間の指導計画を全て統一するようにしている。A3用紙2枚ほどになるが、各学校の行事などを全部入れてもらい、大会も各クラブによって違うが、全部入れてもらうことで見える化して、県教委が示しているガイドラインの週16時間とか、休養日が年間で106日ほどとなっているので、打ち込むとそれらが全て見えるようなものを作った。今後、管理職と顧問が話し合いながら、見える化しながらやっていく。やはり生徒の健康も考えて、毎週毎週試合ということよりも、長期的な計画を立てながらやっていけるイメージを持ってもらうために現在取り組んでいる。</p> <p>分かった。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>小中学校関係では、学校経営計画の様式を見直して、横断という枠を設けた。この枠は、来年度から新たに始まる第3期高知県教育振興基本計画における横断的な取組である不登校対応と働き方改革の2本を全ての小中学校でどのようにしていくか書いてもらうためのものである。</p> <p>まず管理職がイメージをして、そして意識化する。そして共有しながら、先生方一人一人が意識していくといことが大事ではないかということから、そのような形に改善させてもらった。</p> <p>また、このことについては、学校経営アドバイザーが、各事務所から回ってしっかりと指導していくようにしているので、そこで進捗管理をしていきたいと考えている。</p> |
| <p>永野委員</p> | <p>よろしくお願ひしたい。そういう実際の取組と政策的な呼びかけとが相まってデータを出してもらいたいと思う。</p> <p>これは余談だが、今日職場から出てくるときに、この近隣の中学校の保護者がいるのだが、春休みになって、コロナの関係でずっと部活動が休みだったのが、再開できるけれど、そのやり方というのは、今までできなかった分を全部取り戻すと部活動の担当の先生が宣言して、1日中来い、それを何日も続けるとか言って、なかなかやる気満々の先生がいる。部活動によって取組がまちまちにならないようにしていかないといけない。私たちの目配りというのは非常に重要だと思う。</p> |
| <p>平田委員</p> | <p>教育振興基本計画推進会議に参加した時に、ある委員が、県教委として働き方の見本を見せてやるべきではないかと意見を言っていた。その時には、明確な答えはなかった。今回の新型コロナウイルスの問題を見て、国が要請して、各県に通知したら、学校は軒並み休業にして、部活動も中止とした。このような形でやれば、教員の働き方改革は、先生方もプレッシャーにならずにできると思った。しかし、教員を志願した者として、何か</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>生きがい、やりがい、達成感というのは教員としてどうかなという疑問も抱いてみたりもする。</p> <p>昨日の新聞にある大学教授が書いていたことだが、すごく同意する内容だった。やはり教員としてどうあるべきかという原点が大事なのだが、国の働き方改革という大きな協議の中で、時間外勤務を月 45 時間、年間 360 時間以内にするという時間の制限が前面に出ている。時間数のことはあるが、その中身で、(今の) 教員にはどうしてもやらなくてはならない業務が大きく 4 つはあると思う。その業務を削らずに、時間だけを削るというのは、教員として大変難しいと思う。この部分は教員の業務ではないと、国がしっかりと示してくれれば、学校は対策しやすいと思う。</p> <p>基本計画推進会議で意見を述べた委員の思いや学校現場の声を聞けば、学校現場の教員一人一人は、時間だけ縛られてもやりようがないので、どうすればよいか迷っていると思う。消化不良で仕事をしてもいけないので、何か良い方法はないだろうか。業務量を減らさないといけないことは間違いないが、どこをどう削るか、見つけていかななくてはいけないと思っている。</p> <p>4 月からの新たな体制で議論を重ねていただき、働き方改革が高知県でうまくできて、知・徳・体のバランスの取れた教育の質が落ちないように方策を考えていただきたい。大変大きな問題だと考えており、日頃からモヤモヤとしているが、ぜひ検討していただいて、学校現場の声を聞いて施策に反映させていただきたい。</p> |
| 木村委員 | <p>先生の時間を短縮するためには、外部の力を借りるというのが一番大きな要素だと思う。現行では、部活動の指導を外部の方に担当してもらおうか、子どもたちの指導をってもらうのは法的にできないということか。</p> |
| 教育長 | <p>単独でやってもらうには、非常勤職員の位置づけになる必要がある。校長の指揮下に職員として入ってもらわないと、単独ではできない。単独でできないとなると、顧問の教員が一緒についていないといけないので、結局顧問の時間は変わらないことになる。</p> <p>先ほどから働き方改革の話が出ているが、部活動でいうと、全体的に部活動ガイドラインをどうするという時期ではなくて、それぞれの顧問の先生の部活動への関わり方について一人一人が個別にいいのか悪いのかということを考えていかないと、多分改善はしないだろう。1 年のうち 100 日を超えて遠征に行く顧問がいて、そのこと自体が果たしてよいのかどうか。もし良しとするのであれば、その 100 日以上を県外遠征する先生方の勤務をどのようにしていくかとなってくる。業務量についても、県教委としても、かなり少なくして改善してきた。先生方はやりたいことをやるということを残している部分があるので、先ほどの話にあったが、朝から晩まで部活動をやり切るといことはガイドラインからするととんでもない話で</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>ある。今のコロナウイルス対策をしている中、何を考えているのか。もし本当に朝から晩までやるという顧問がいるのなら、それは大きな誤りである。そういう考えでやっているということ自体を正していく必要があると思う。教育委員会としてやるべきことはやっていくし、個人個人の先生方にも見直しはしてもらわないと行けない。やはり総力戦でやらないと、働き方改革は難しいし、個別にどこに原因があってどう改善していくか、地道にやっていかないといけない時期になってきていると思う。</p> |
| 事務局 | <p>勤務時間管理システムを使って、県立高校であれば、個別にどの教員が時間数が多くなっているか把握できるようになっている。昨年度も、特に100時間超えた教員には、学校訪問を行い、そうなった原因について確認してきた。また、そういう先生には報告書を県教委に出してもらうようにして、改善していくためにはどうしていくべきかも書いてもらうようにしているが、まだ進捗管理が十分できていないところがある。4月以降、学校訪問も行い、学校長との協議の場も設定して、具体的な話をしていきながら着実に進めていきたい。また、4月からは働き方改革の企画監が配置されるので、教育委員会事務局の中でも連携を取りながら進めていきたいと思っている。</p> |
| 教育長 | <p>法律も改正され、条例もできたので、しっかり取り組んでいかなければならない。</p> |
| 教育長 各委員 教育長 | <p>付議第11号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第11号を原案のとおり議決する。</p> |

【付議第12号 高知県教科用図書選定審議会への諮問議案（小中学校課・特別支援教育課）】

○小中学校課長・特別支援教育課長 説明

○質疑

| | |
|----------------------------|---|
| <p>教育長 各委員 教育長</p> | <p>【質疑等なし】</p> <p>付議第12号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第12号を原案のとおり議決する。</p> |
|----------------------------|---|

【付議第 13 号 令和 2 年度高知県教科用図書選定審議会委員の任命議案 (小中学校課)】

○ 課長 説明

○ 質疑

【非公開】

| | |
|-----|----------------------------------|
| | 【非公開議案】 |
| 教育長 | 付議第 13 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第 13 号を原案のとおり議決する。 |

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第 14 号 高知県立図書館協議会委員の任命議案 (生涯学習課)】

○ 生涯学習課長 説明

○ 質疑

【非公開】

| | |
|-----|----------------------------------|
| | 【非公開議案】 |
| 教育長 | 付議第 14 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第 14 号を原案のとおり議決する。 |

※委員名簿は別紙のとおり

【付議第 15 号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案 (高等学校課)】

○ 高等学校課長 説明

○ 質疑

【非公開】

| | |
|-----|----------------------------------|
| | 【非公開議案】 |
| 教育長 | 付議第 15 号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 |
| 各委員 | 全員挙手 |
| 教育長 | 付議第 15 号を原案のとおり議決する。 |

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 15 号

原案どおり議決